

川崎市告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市堤根余熱利用市民施設の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号）第4条第3項の規定により告示します。

令和7年6月9日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 川崎市堤根余熱利用市民施設 所在地 川崎市川崎区堤根73番地1
指定管理者	（所在地） 川崎市宮前区野川台一丁目22番3号 （名 称） オールフラッツつつみね株式会社 （代表者名） 代表取締役 浅越 裕介
指定期間	令和11年4月1日から 令和26年3月31日まで